

府 政 防 第 885 号  
消 防 災 第 90 号  
令 和 7 年 6 月 4 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）  
消 防 庁 次 長

### 災害対策基本法等の一部を改正する法律について

本日、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定について、公布の日である本日から施行されることとなりました。

貴職におかれましては、下記内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

下記中の法律及び条番号は、改正法による改正後のものです。

なお、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている事項については、別途、当該施行日までの間に通知いたします。

### 記

#### 第 1 法改正の経緯

令和 6 年能登半島地震は、石川県能登地方を中心に甚大な被害をもたらした。今般の地震への対応については、被害の甚大さに加え、様々な要因が重なり、その災害対応に困難な状況や、これまで以上の支援が必要な状況が見られた。

このため、政府においては、今般の地震における災害対応を振り返り、課題・教訓を整理し、今後の我が国の地震災害における応急対策・生活支援対策に活かしていくため、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を令和 6 年 5 月に立ち上げ、同年 11 月に「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が取りまとめられた。

当該報告書においては、

- ・政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化
- ・災害関係法制における「福祉」の位置付けの検討
- ・広域避難者や自主避難所の避難者を含め、情報把握のあり方の検討
- ・NPO や民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

等の方向性が示された。

これらのうち、法制上の措置が必要とされた事項を中心に、今般の法改正に至ったものである。

## **第2 改正法等の趣旨及び内容（公布日施行の事項に係るもの）**

### **I 災害対策基本法の一部改正**

#### **1 災害の定義（第2条関係）**

能登半島地震においては、地震による揺れそのものによる建物被害に加え、地盤の液状化により被害が発生する場合も見られ、これらは、地震による被害の一つの類型であるといえる。

地盤の液状化による住家の被害については、これまでも、その程度に応じて被災者生活再建支援金の対象としたり、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策について支援を行ったりしてきたところであるが、今般、能登半島地震において液状化による被害が広い範囲にわたって発生したことを踏まえ、「地盤の液状化」を異常な自然現象の例示に追加することで、液状化対策の一層の進展を図るものである。

#### **2 災害対策に関する基本理念（第2条の2関係）**

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復旧・復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく「復興事前準備」などの取り組みが、被災後の職員の負担軽減、復旧・復興までの時間短縮、より充実した復旧・復興の実現等のため大変重要である。

各地方公共団体において、災害時にどのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握・整理し、どのような手順で復旧・復興を実施するかを整理・検討した上で、地域防災計画等の防災に関する計画や市町村マスタープランなどに当該検討結果を位置づけ、これらの計画を元に体制整備や、復旧・復興訓練等の取組を行うこと等の取り組みを進めていくことが望ましい。

そのような中、事前復興まちづくり計画の策定が一部の地方公共団体に留まるなど、「復興事前準備」などの取組が更に求められる中で発生した今般の能登

半島地震を契機とし、取組を更に進めることの重要性・必要性が、全国的に改めて認識されたところである。

これを踏まえ、今般、災害復旧及び災害からの復興に必要な準備に関する事項を基本理念に位置づけ、平時から災害が発生した際のことを想定した取組を一層推進することとする。

地方公共団体においては、基本理念を踏まえ、復興マニュアルの検討・策定や災害対応訓練の実施、事前復興まちづくり計画の策定をはじめとする復興事前準備など、災害復旧及び災害からの復興に係る取組を積極的に取り組むことが望ましい。

### 3 国及び地方公共団体とボランティアとの連携（第5条の3第2項関係）

能登半島地震では、発災直後から災害支援に関する専門技能を有するNPO・ボランティア団体等が様々な支援を実施しており、被災者支援において重要な役割を果たしているところであり、今後、発生が懸念される大規模広域災害等に際して、ボランティアの役割はますます大きくなることが見込まれる。

そのため、今後、国においては、防災推進国民会議（ぼうさいこくたい）の開催等による広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため、海外事例調査の実施等の必要な措置を講ずることに努めることとする。

また、今般の改正において、被災者援護協力団体の内閣総理大臣による登録制度を設けることとしている（第33条の2から第33条の11まで）。この制度により、登録被災者援護協力団体の情報を広く地方公共団体等と共有し、被災者援護協力業務の担い手を確保するとともに、豊富な支援経験を有する団体と、地方公共団体とが、平時から顔の見える関係を構築して、発災時には円滑かつ効果的な官民連携により、適切な被災者支援が行われるよう取組を進めていく。

### 4 施策における防災上の配慮等（第8条第2項関係）

#### （1）宅地の耐震化

能登半島地震において広い範囲にわたって地盤の液状化の被害が生じたことを踏まえ、災害の定義に「地盤の液状化」を追加することとしているが、それと併せて施策における防災上の配慮に「宅地の耐震化」を追加することで、政府として施策の一層の推進を図るものである。

国においては、例えば国土交通省が、大規模盛土造成地マップの全国での作成・公表や、リスクコミュニケーションの充実のための液状化ハザードマップ作成の手引きの公表・周知等を行うとともに、宅地耐震化推進事業（防災・安全交付金）において、変動予測調査によるリスク把握及び対策工事等に要する

費用について地方公共団体への財政支援（民間事業者等への間接補助含む）を行っているところである。

地方公共団体においては、当該財政支援を活用した事業を行うほか、大規模盛土造成地の安全性把握調査結果の必要に応じた周知や、リスクコミュニケーションの充実のための液状化ハザードマップの見直しや更新、周知・普及等に積極的に取り組むことが望ましい。

## **（２）被災者の援護に従事する者が災害が発生した地域において円滑かつ効率的に活動を行うことができる環境の整備**

能登半島地震においては、被災地以外から地方公共団体の職員やボランティア、建設事業者等が被災者支援のために活動を行ったが、トイレや宿泊場所の不足等、厳しい環境の下での活動を余儀なくされた。

被災者の援護に従事する支援者の活動環境を整備することが、円滑な被災者支援のためにも重要なものであることから、支援者支援に留意する必要があることを明記するものである。

国においては、トイレカー・トレーラーハウス等の災害対応車両の登録制度を整備することとしており、地方公共団体向けにこのデータベースを共有し、発災時にこれらの車両等の迅速な確保が可能となるような環境整備を行うこととしている。これらは、被災者支援のみならず、応援職員等の環境整備のためにも活用可能である。

このため、地方公共団体にあつては、例えば当該登録制度等も活用し迅速にトイレや宿泊場所を確保するなど、応援職員等の活動環境整備にも留意されたい。

## **（３）被災者の生活の再建**

災害により住宅に大きな被害を受けた被災者の方々の生活再建を迅速に行うため、様々な支援の前提となる罹災証明書の早期交付や、公費解体の早期実施が重要である。

このため、国においては、被害認定調査を迅速に行うための基準のあり方に関する不断の見直しや、士業団体との連携体制の確立、公費解体申請様式の統一等に取り組むとともに、引き続き、対口支援チームの派遣による罹災証明書の交付事務の応援体制の確保、罹災証明書の交付後、速やかに公費解体申請を受け付けるための仕組みや体制の検討等を進めていく。

地方公共団体においては、引き続き、被害認定調査の迅速化のために平時からの研修等の実施、応急危険度判定と被害認定調査の連携や航空写真等の活用による調査の効率化等についても積極的に検討するとともに、被災者に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよ

う、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を推進していくことが望ましい。

併せて、公費解体業務の要綱等の事前整備や関係事業者等との災害支援協定の締結及び内容拡充など、発災後の迅速かつ円滑な公費解体実施のため、事前の備えの充実を図ることが望ましい。

#### （４）情報通信技術等の先端的な技術の活用

能登半島地震においては、国立研究開発法人防災科学技術研究所の SIP4D や内閣府の物資調達・輸送調整等支援システム等の防災情報システムが災害対応に活用された一方、発災当初は、現地にこれらのシステムを認識・習熟している者がおらず、混乱する局面も発生した。このような課題を踏まえ、情報通信技術等の先端的な技術の活用を明記することにより、関係者間での迅速かつ円滑な災害情報の収集・共有等を図るものである。

内閣府においては、災害対応機関の間で災害情報を迅速に集約・共有する「防災デジタルプラットフォーム」の構築に向けて、その中核を担う「新総合防災情報システム」（SOBO-WEB）の運用を昨年４月に開始した。都道府県にあっては、保有する防災情報システムについて、同システムとの連携に必要な改修を速やかに行うとともに、市町村に対し、未だ同システムの利用申込みを行っていない場合は、速やかに行っていただくよう周知されたい。

また、本年４月に運用を開始した「新物資システム」（B-PLo）について、地方公共団体にあっては、拠点毎の備蓄物資の品目・数量、物資拠点の情報を定期的に最新の情報に更新して登録するとともに、都道府県にあっては、市町村における備蓄状況の把握・確認に努められたい。

併せて、これらのシステムを災害時に円滑に活用することができるよう、地方公共団体職員向けの訓練や研修を実施することとしている。地方公共団体にあっては、これらの機会を積極的に活用して操作習熟に努めるとともに、関連する職員が、平時からの訓練や研修に参加することができる環境の整備にも留意されたい。

### ５ 都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画（第 40 条第 3 項及び第 42 条第 3 項関係）

大規模災害が発生した場合には、行政機関による公助の取組に加え、公共的団体や民間企業（以下「公共的団体等」という。）による支援が欠かせないものとなっている。

今般の能登半島地震においても、事前に公共的団体等との連携体制を構築できていたか否かによって、支援の開始時期に差が出た事例もみられたところであり、こうしたことも踏まえ、地域防災計画において、公共的団体等との連携に

関する基本的な方針を定めることができる旨明確化するものである。

地方公共団体にあつては、災害時に公共的団体等との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、災害発生時における公共的団体等が担うべき役割や、災害対策本部と公共的団体等との連携体制の構築についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえた個々の協定の締結を行うなど、連携強化を推進するよう努められたい。

なお、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき日本下水道事業団と協定を締結する場合には、地域防災計画に公共的団体等との連携に関する基本的な方針を定めた上で、当該連携方針に則したものとしなければならないこととしている点について留意されたい。当該規定を含め、水道法の改正に係る規定の留意事項については、それらの施行日までの間に国土交通省から別途通知する予定である。

## 6 円滑な相互応援の実施のために必要な措置（第 49 条の 2 第 2 項関係）

今般の改正においては、国による地方公共団体支援の強化を措置することとしている（第 68 条の 2、第 74 条の 4 第 2 項及び第 78 条の 2 第 1 項第 2 号）。

これを踏まえ、指定行政機関等にあつては、災害時に他の者を応援する可能性があり、その役割も今まで以上に重要となっていることを認識した上で、平素から準備を行っておくことが重要である。

指定行政機関等が法令又は防災計画に基づきその所掌事務等について行う応援（第 49 条の 2 第 1 項）については、災害の規模や自治体の被害状況などに応じて、迅速かつ的確に行うことが必要であることから、改正法においては、指定行政機関等がこうした取組を推進していくことに努めなければならないことについて明示的に規定し、他の災害応急対策責任者に対する迅速かつ的確な応援を促していくこととする。

具体的には、高度かつ専門的な技術又は知識、若しくは災害時に現場で判断し指示した経験等の高度かつ専門的な経験を有する人員や資機材を確保するのみならず、平時より、班編制や情報収集体制等を検討・準備し、発災時に機動的に行動することができるよう、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の体制を整備するとともに、民間事業者等の多様な主体との連携を強化していくものである。

地方公共団体は、災対法に基づき、資機材の整備等、災害予防責任者としての様々な責務を有しているところであり、これらとあわせ、地方公共団体における災害応急対策に万全を期すこととしている。

なお、第 68 条の 2、第 74 条の 4 第 2 項及び第 78 条の 2 第 1 項第 2 号については、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行することとされている規定であり、別途、当該施行日までの間に詳細について通知する。

## Ⅱ 大規模災害からの復興に関する法律の一部改正（第 41 条第 1 項関係）

能登半島地震においては、火災、津波、地盤の液状化により、区域一帯の都市機能が面的に喪失する事態が複数箇所が発生した。このような都市機能の面的な喪失が生じた場合、迅速な復興が行われなければ、大規模な人口流出等により、地域社会に大きな影響が生じうる。

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「大規模災害復興法」という。）においては、都市計画の特例が定められており、大規模災害により都市機能全体が失われた場合において、都市機能に係る一団の施設を、「一団地の復興拠点市街地形成施設」として都市計画に定めることができることとされているが、当該特例は災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部が設置された災害（大規模災害復興法に規定する「特定大規模災害」）に限られていた。

他方、能登半島地震のように、「特定大規模災害」でなくても、地域の都市機能全体が失われるような事態が生じることから、大規模災害復興法に規定する「特定大規模災害等」においても、都市計画の特例が適用されるよう、その対象を拡充することとする。

## Ⅲ その他所要の規定の整理

### （１）都市計画法の一部改正

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）について、大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴い所要の規定の整理を行うものである。

### （２）原子力災害対策特別措置法の一部改正

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）においては、原子力災害について、災害対策基本法を読み替えて適用することとされているところ、読替について所要の規定の整理を行うものである。

## 第 3 その他

公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行することとされている事項を含め、改正法の概要については、別紙を参照されたい。

なお、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている事項については、関係する政令及び府令について調整中であり、これらの内容が決まり次第通知する。

以 上